

吉田町

男女共同参画プラン

第2次

概要版

男(ひと)と女(ひと)が支え合い、
健やかで活力あるまちを
創るために。



平成23年3月
静岡県吉田町

男女共同参画社会の形成とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。(男女共同参画社会基本法第2条)



「社会的に作られた性別(ジェンダー)」とは

人間には、生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、人が成長するにつれ、社会生活の中で期待される「男らしさ」「女らしさ」を身に付けたり、「男にふさわしいと考えられる行動」「女にふさわしいと考えられる行動」を行うようになります。

このように形成された男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。

「社会的性別」(ジェンダー)は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的に作られた性別(ジェンダー)」の視点

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、「男性は仕事、女性は家庭」、「女性は管理職に向いていない」といった性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。

その一方で、対象の中には、「男性は背広にネクタイ、女性はスカート」といった服装の違いや、「女の子のいる家で雛人形を飾り、男の子のいる家で鯉のぼりを立てる」といった、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあります。



プラン策定について

基本理念 ～人権の尊重とあらゆる活動への男女共同参画～

日本国憲法には基本原理として性差別をはじめとするあらゆる差別を否定し、国民が自由で平和な生活を営む“基本的人権の尊重”がうたわれており、吉田町では、全ての住民が、お互いの人権を尊重し、思いやりの心を持ち、心身ともに健康に暮らせるまちづくりを目指します。

また、男女共同参画社会を実現することで、男女が平等に家庭生活や社会活動へ参画し、よろこびと責任を分かち合うことが、地域の活性化に必要であると考えます。

吉田町男女共同参画プランは、「人権の尊重とあらゆる活動への男女共同参画」を基本理念とします。

【吉田町が目指す男女共同参画社会とは…】

—— プラン策定の趣旨 ——

本町においては、平成18年3月に「吉田町男女共同参画プラン」(以下「プラン(第1次)」という。)を策定し、これまでその推進を図ってきましたが、平成22年度をもって計画期間が終了することから、時代の変化やこれまでの取組を踏まえ、吉田町の現状に即した実践的な計画として、ここに新たなプラン(以下「プラン(第2次)」という。)を策定します。

プラン(第2次)は、プラン(第1次)に引き続き「人権の尊重とあらゆる活動への男女共同参画」を基本理念とし、「男(ひと)と女(ひと)が支え合い、健やかで活力あるまち」を目指します。



—— プランの視点 ——

男女共同参画社会を形成していくには、学校・職場・家庭・地域など、社会のあらゆる分野において、無意識のうちに、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中に深く入り込んでいる「社会的につくられた性別(ジェンダー)」を見直していく視点が重要です。



—— プランの特徴 ——

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、住民の意見や提言を生かし、施策や課題を明らかにし、住民と行政が一体となって地域づくりを行っていく指針となるものです。

この計画は、住民の男女共同参画に関するアンケート調査結果のほか、住民による策定委員会での意見や提案を集約し、反映しています。



—— 計画期間 ——

このプランは、平成23年度から平成25年度までの3年間を計画期間として施策を推進することとします。

プランの体系図

「男(ひと)と女(ひと)が支え合い、健やかで活力あるまち」を創

将来像

男(ひと)と女(ひと)が支え合い、健やかで活力あるまち

基本目標

1 あらゆる教育の場において
人と人がお互いに人権を尊重し合い、
思いやりの心を育む教育環境をつくる。

2 職場において
男女がお互いを尊重し、個人が個性と
能力を発揮できる労働環境をつくる。

3 家庭において
男女がお互いの個性を認め合い、家事、
子育てや介護など全てにおいて、共に
よろこびや責任を分かち合うことがで
きる家庭づくりを目指す。

4 地域において
誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、
安心して暮らせる活力ある地域をつくる。

るため、4つの基本目標を設定し、取り組んでいきます。

施策の方向

- ① 学校教育における男女の人権尊重・平等の教育
- ② 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- ③ 男女共同参画に関する学習機会の提供



- ① 職場における男女平等の実現
- ② 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備



- ① 思いやりのあふれる家庭づくり
- ② 多様なライフスタイルを実現できる体制づくり
- ③ お互いを思いやる心と身体の高齢づくり



- ① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり



男女共同参画社会の実現に向けての取組

目標数値を設定し、平成25年度中の達成を目指します。

1・教育

施策の方向

- ① 学校教育における男女の人権尊重・平等の教育
- ② 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- ③ 男女共同参画に関する学習機会の提供

【成果指標】

指 標 名	現況	目標値
	平成22年度	平成25年度
中学生における「男女共同参画社会」という用語の認知度	—	90%
男女共同参画推進講演会の参加者数	200人	250人
男女共同参画に関する講座・セミナーなどの開催回数	—	2回



2・職場

施策の方向

- ① 職場における男女平等の実現
- ② 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備

【成果指標】

指 標 名	現況	目標値
	平成22年度	平成25年度
男女共同参画宣言事業所の数(累計)	10件	15件
保育園などの保育サービスが充実していると思う割合	30.3%	40%



3・家庭

施策の方向

- ① 思いやりのあふれる家庭づくり
- ② 多様なライフスタイルを実現できる体制づくり
- ③ お互いを思いやる心と身体 の健康づくり

【成果指標】

指 標 名	現況	目標値
	平成22年度	平成25年度
子育て出前講座の開催回数	6回	8回
地域子育て支援センター設置箇所	1か所	2か所
各種検(健)診などの保健予防体制が充実していると思う割合	57.6%	59%



4・地域

施策の方向

- ① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

【成果指標】

指 標 名	現況	目標値
	平成22年度	平成25年度
自治会向け男女共同参画推進セミナーの開催回数	—	2回



男女共同参画のための インフォメーション

(平成23年1月時点)



内閣府

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
配偶者等からの暴力に関すること	DV相談ナビ	0570-0-55210 ※PHS、一部のIP電話からは利用できません

静岡県

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
男女共同参画に関する苦情・相談	県男女共同参画課	054-221-2260
夫やパートナーとの関係、子どもや家族を巡る悩みや苦しみなどに関すること	あざれあ女性相談	054-272-7879 ●月・火・木・金 9:00~16:00 ●水曜 14:00~20:00 ●第2土曜日 13:00~18:00 (祝日、年末年始を除く)
ドメスティックバイオレンスを始めとする、女性が抱える様々な問題について相談したい方	DV相談ダイヤル	054-644-9217 ●月曜日~金曜日 9:00~17:00 (年末年始・祝日は除く)
男性の生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなどに関すること	あざれあ男性相談	054-272-7880 ●毎月第3土曜日 13:00~17:00

吉田町

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
介護サービスに関すること	高齢者支援課	●直通電話番号 0548-33-2105・2106 ●メールアドレス kaigo-yoshida@gamma.ocn.ne.jp
健康に関すること	健康づくり課	●直通電話番号 0548-32-7000 ●メールアドレス kenkou@town.yoshida.shizuoka.jp
保育サービスに関すること	社会福祉課	●直通電話番号 0548-33-2104・2153 ●メールアドレス fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp
ドメスティック・バイオレンスに関すること		
その他男女共同参画社会全般に関わること	企画課	●直通電話番号 0548-33-2135 ●メールアドレス yoshida@mail.wbs.ne.jp

information